

第3回 木曾川文化圏市町合併協議会

と き 平成15年6月25日(水)
午後2時から

ところ 各務原市産業文化センター
8階 第1特別会議室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 題

報告事項

報告第9号 木曾川文化圏市町合併協議会幹事会設置規程等の一部改正について

報告第10号 平成15年度木曾川文化圏市町合併協議会予算に係る岐南町負担金の精算について

協議事項

協議第8号 木曾川文化圏合併憲章の改正(案)について

協議第9号 合併の方式について

協議第10号 合併の期日について

協議第11号 新市の名称について

協議第12号 新市の事務所の位置について

協議第13号 財産の取扱いについて

4. その他

確認事項

第4回以降の合併協議会開催日程等について

5. 閉 会

報 告 事 項

第3回 木曾川文化圏市町合併協議会

木曾川文化圏市町合併協議会幹事会設置規程等の一部改正について

(木曾川文化圏市町合併協議会幹事会設置規程の一部改正)

第1条 木曾川文化圏市町合併協議会幹事会設置規程(平成15年4月1日決裁)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、川島町及び岐南町」を「及び川島町」に改める。

第4条第1項中「2名」を削る。

別表岐南町の項を削る。

(木曾川文化圏市町合併協議会専門部会設置規程の一部改正)

第2条 木曾川文化圏市町合併協議会専門部会設置規程(平成15年4月1日決裁)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、川島町及び岐南町」を「及び川島町」に改める。

第4条第1項中「2名」を削る。

別表企画財政部会の項中「電算」を「電算、会計」に改め、同表総務部会の項中「、会計」を削り、同表住民部会の項中「国民年金」を「国民年金、医療」に改め、同表福祉部会の項中「、医療」を削る。

(木曾川文化圏市町合併協議会事務局規程の一部改正)

第3条 木曾川文化圏市町合併協議会事務局規程(平成15年4月1日決裁)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、計画係及び調整係」を「及び計画調整係」に改める。

別表中

「	計画係	<ol style="list-style-type: none"> 1 新市建設計画の取りまとめに関する事。 2 財政計画に関する事。 3 電算システムの統一及び地域情報システムの構築に関する事。 	を
	調整係	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種事務事業の調整に関する事。 2 新市建設計画の原案調整に関する事。 3 その他市町間の調整に関する事。 	

「	計画調整係	1 新市建設計画の取りまとめに関する事。	に
		2 財政計画に関する事。	
		3 電算システムの統一及び地域情報システムの構築に関する事。	
		4 各種事務事業の調整に関する事。	
		5 新市建設計画の原案調整に関する事。	
		6 その他市町間の調整に関する事。	
		」	

改める。

(木曾川文化圏市町合併協議会財務規程の一部改正)

第4条 木曾川文化圏市町合併協議会財務規程(平成15年4月1日決裁)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、川島町及び岐南町」を「及び川島町」に改める。

附 則

この規程は、平成15年6月24日から施行する。

幹事会設置規程新旧対照表

新

旧

第1条 (略)

第1条 (略)

第2条 (略)

2 幹事会は、前項に規定するもののほか、各務原市及び川島町の合併に必要な事項について、協議又は調整を行うものとする。

第2条 (略)

2 幹事会は、前項に規定するもののほか、各務原市、川島町及び岐南町の合併に必要な事項について、協議又は調整を行うものとする。

第3条 (略)

第3条 (略)

第4条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。
2～4 (略)

第4条 幹事会に幹事長及び副幹事長2名を置く。
2～4 (略)

第5条から
第8条まで (略)

第5条から
第8条まで (略)

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年6月24日から施行する。

別表(第3条関係)

区 分	職 名		
各務原市	助役	総務部長	企画財政部長
川島町	助役	総務課長	企画調整課長

別表(第3条関係)

区 分	職 名		
各務原市	助役	総務部長	企画財政部長
川島町	助役	総務課長	企画調整課長
岐南町	助役	総務部長	総合政策室長

専門部会設置規程新旧対照表

新

旧

第1条から
第2条まで (略)

第1条から
第2条まで (略)

第3条 (略)
2 専門部会の部会員は、各務原市及び川島町(以下「市町」という。)の長が指名する職員をもって充てる。

第3条 (略)
2 専門部会の部会員は、各務原市、川島町及び岐南町(以下「市町」という。)の長が指名する職員をもって充てる。

第4条 専門部会に部会長及び副部会長を置く。
2～4 (略)

第4条 専門部会に部会長及び副部会長2名を置く。
2～4 (略)

第5条から
第9条まで (略)

第5条から
第9条まで (略)

附 則
この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成15年6月24日から施行する。

別表(第3条関係) <抜粋>

部会名	所 管 事 項
企画財政部会	企画調整、財政、広報広聴、電算、会計などに関すること。
総務部会	総務、人事、管財、防災、選挙、監査などに関すること及び他の部会に属さないこと。
住民部会	住民基本台帳、戸籍、国民健康保険、国民年金、医療などに関すること。
福祉部会	福祉、介護、健康、保育などに関すること。

別表(第3条関係) <抜粋>

部会名	所 管 事 項
企画財政部会	企画調整、財政、広報広聴、電算などに関すること。
総務部会	総務、人事、管財、防災、選挙、監査、会計などに関すること及び他の部会に属さないこと。
住民部会	住民基本台帳、戸籍、国民健康保険、国民年金などに関すること。
福祉部会	福祉、介護、健康、医療、保育などに関すること。

事務局規程新旧対照表

新

第1条から
第2条まで (略)

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務係及び計画調整係を置く。
2 (略)

第4条から
第11条まで (略)

附 則
この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成15年6月24日から施行する。

別表(第3条関係)

係	分 掌 事 務
総務係	(略)
計画調整係	1 新市建設計画の取りまとめに関すること。 2 財政計画に関すること。 3 電算システムの統一及び地域情報システムの構築に関すること。 4 各種事務事業の調整に関すること。 5 新市建設計画の原案調整に関すること。 6 その他市町間の調整に関すること。

旧

第1条から
第2条まで (略)

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務係、計画係及び調整係を置く。
2 (略)

第4条から
第11条まで (略)

附 則
この規程は、平成15年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

係	分 掌 事 務
総務係	(略)
計画係	1 新市建設計画の取りまとめに関すること。 2 財政計画に関すること。 3 電算システムの統一及び地域情報システムの構築に関すること。
調整係	1 各種事務事業の調整に関すること。 2 新市建設計画の原案調整に関すること。 3 その他市町間の調整に関すること。

財務規程新旧対照表

新

第1条 (略)

第2条 協議会の予算は、規約第15条の規定による各務原市及び川島町の負担金その他の収入を歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費を歳出とする。

2～3 (略)

第3条から

第10条まで (略)

附則

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

2 協議会が設置された年度の予算に関しては、第2条第2項の規定にかかわらず、会長が定め、第1回の会議に報告しその確認を得なければならない。

附則

この規程は、平成15年6月24日から施行する。

旧

第1条 (略)

第2条 協議会の予算は、規約第15条の規定による各務原市、川島町及び岐南町の負担金その他の収入を歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費を歳出とする。

2～3 (略)

第3条から

第10条まで (略)

附則

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

2 協議会が設置された年度の予算に関しては、第2条第2項の規定にかかわらず、会長が定め、第1回の会議に報告しその確認を得なければならない。

平成15年度木曾川文化圏市町合併協議会予算に係る岐南町負担金の精算について

岐南町の合併協議会脱退に伴う、同町負担金の精算額を下記のとおり報告する。

記

負担金精算額	4,246,098円
--------	------------

岐南町負担金の精算について

《合併協議会の平成15年4月1日から6月23日までの支出負担行為額》

款	項	目	支出負担行為額(円)	内 容
総務費	総務管理費	事務局費	1,333,856	文具、ゴム印、参考図書、封筒印刷、切手代、複写機レンタル・保守点検、財務会計システム、監査委員報酬、など
事業費	事業推進費	会議費	331,977	第1回、第2回協議会委員報酬、看板作成、花代、飲み物代、会議録作成、など
		調査研究費	9,928,800	新市情報システム統合調査等業務、事務事業一元化調査支援事業
		広報広聴費	1,143,660	協議会だより（創刊号）印刷製本、ホームページ作成・更新委託、など
合 計			<u>12,738,293</u>	

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{支出負担行為額} \\ \hline 12,738,293\text{円} \\ \hline \end{array}
 \times
 \begin{array}{|c|} \hline \text{負担率} \\ \hline 1/3 \\ \hline \text{市町均等割} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{岐南町の負担額} \\ \hline 4,246,098\text{円} \\ \hline \text{1円未満は四捨五入} \\ \hline \end{array}$$

(写)

平成15年6月23日

木曾川文化圏市町合併協議会
会長 森 真 様

木曾川文化圏市町合併協議会

監査委員 坂 井 義 弘 印

監査委員 永 田 市 雄 印

監査委員 宮 地 春 夫 印

木曾川文化圏市町合併協議会の歳入歳
出予算執行状況についての監査報告書

平成15年6月23日付けで岐南町が木曾川文化圏市町合併協議会から脱退することに伴い、平成15年4月1日から6月23日までの同協議会の歳入歳出予算執行状況について、証拠書類等の内容を監査したところ、別紙のとおり適正に処理されておりましたので報告します。

協 議 事 項

第3回 木曾川文化圏市町合併協議会

木曽川文化圏合併憲章の改正（案）について

協議第 4 号で制定した木曽川文化圏合併憲章について、別紙のとおり改正する。

木曽川文化圏 合併憲章（案）

第1条 対等な立場、互譲の精神で協議を進めます

両市町が木曽川文化圏という都市（まち）づくりのコンセプトを共有しながら、対等な立場に立って、信頼関係のもとに、互譲の精神で合併に関する協議を進めます。

第2条 それぞれのアイデンティティを尊重しながら、地域全体の発展を目指します

両市町は、それぞれに歴史・文化・自然・産業など、誇るべき優れた個性、アイデンティティを持ち合わせています。それらを最大限に尊重し、さらに磨きをかけることで、新市の全体的な発展を目指します。

また、新市建設計画では将来ビジョンを共有しながら、両市町の総合計画を最大限取り入れるようにします。

第3条 すべての住民が等しく高い水準のサービスを受けられるよう努めます

合併とは、単なる数合わせ、あるいは人口や面積の拡大ではありません。スケールメリットのみを追求するのではなく、住民の声が届く範囲の適正な規模において、すべての住民が等しく高い水準の行政サービスを受けられるように努めます。

第4条 質の高い新しい都市（まち）づくりを進めます

合併を機に、情報システムの統合や最新のIT駆使、NPO団体を含む各種ボランティアとの連携など住民と行政の協働、事業のアウトソーシングなどで行政のスリム化・効率化を目指し、さらに質の高い21世紀型の都市（まち）づくりを進めます。

合併の方式について（案）

羽島郡川島町を廃し、その区域を各務原市へ編入する編入合併とする。

調整方針

専門部会

協議項目		合併の方式	協議細目
調整の方針			
川島町を廃し、その区域を各務原市に編入する編入合併とする。合理的で理想的な合併をめざす。			
項目		新設合併	編入合併
合併方式の定義	2以上の市町村の区域の全部もしくは一部をもって市町村を置くことで、市町村の数の減少を伴うもの。		市町村の区域の全部もしくは一部を他の市町村に編入することで、市町村の数の減少を伴うもの。
新自治体の法人格	合併関係市町村（合併前の市町村）の法人格は全て同時に失われ、新しい市町村の法人格が発生する。		編入する市町村の法人格はそのまま存続し、編入される市町村の法人格は失われる。
新自治体の名称	新たに制定する。		通常は、編入する市町村の名称とすることが多いが、新たに制定することもできる。
新しい事務所の位置	新たに制定する。		通常は、編入する市町村の事務所の位置となる。
現首長の身分	合併関係市町村すべての法人格が失われることに伴い、すべての首長がその身分を失う。新首長は、新しい市町村による選挙で選任される。		編入する市町村の首長の身分に変更はなく、編入される市町村の首長はすべてその身分を失う。
議会員の身分	原則	合併関係市町村の議会の議員はその身分を失う。合併市町村の法定数による設置選挙を行う。	編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される市町村の議会の議員はその身分を失う。（合併による著しい人口増の場合は増員選挙を行う。）
	特例	次のいずれかによることができ、設置選挙において、新設合併の特例定数（法定数の2倍まで）とする。	次のいずれかによることができ、増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とする。（増加分は編入された区域に配分）
農業委員の身分	原則	合併関係市町村の議会の議員は、最長2年間在任できる。	編入される市町村の議会の議員は編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ存在することができる。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併の特例定数を採ることができる。
	特例	合併関係市町村の委員（選挙による委員、選任による委員）は全て身分を失う。	編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される市町村の委員は身分を失う。
その他特別職の身分	原則	合併関係市町村の委員（選挙）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有する者は10～80人の範囲で、1年以内の間、在任できる。	編入される市町村の委員（選挙）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間内任できる。
	特例	合併関係市町村の特別職は、その身分を失う。 行政委員会の委員のうち下記については、新首長の就任を待たず、正規の手続きによる委員が選任されるまでの間の委員を定める特別選任手続きが定められている。 教育委員会 選挙管理委員会 固定資産評価審査委員会	編入する市町村の特別職は在任し、編入される市町村の特別職の職員はその身分を失う。
一般職の身分	合併特例法の規定により、新しい市町村に身分が引き継がれる。		編入される市町村の職員は身分を失うこととなるが、合併特例法の規定により、編入する市町村に身分が引き継がれる。
条例・規則等	合併関係市町村の条例・規則等は全て失効し、新たに制定する。		編入する市町村の条例・規則等を適用する。（合併に伴い必要な改正を行う。）
メリット	・編入に比べ、比較的、対等の意識が持てる。		・合併事務が早く進む。 ・合併に要する経費が節減できる。 ・編入する首長等の特別職がそのまま在任するため、行政の空白期間がない。

合併の期日について（案）

平成17年（2005年）1月までとする。

調整方針

専門部会

協議項目		合併の期日		協議細目	
調整の方針		平成17年(2005年)1月までとする。			
留意事項	事項	合併の期日	合併の期日	先進事例	備考
<p>「合併の特例に関する法律」の期限は、平成17年3月31日までとなり、同期限までに合併が行われない場合は、同法に基づき財政支援措置等は、受けられないことになる。</p> <p>主な財政措置</p> <p>普通交付税の算定特例(合併算定替)の期間延長(第11条)</p> <p>合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度は、合併前の区域で算定される額の合算額を下回らないように算定し、その後5年で当該算定による増加額を段階的に縮減する。</p> <p>合併特例債(第11条の2)</p> <p>市町村建設計画に基づく次の事業又は基金の積み立てで特に必要と認められるものは、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に限り、合併特例債を充当(充当率95%)でき、その元利償還金の70%が普通交付税で措置される。</p> <p>合併市町村のまちづくりのための建設事業</p> <p>合併後の市町村が、地域住民の連帯の強化又は合併関係市町村の区域における地域振興等に対する基金の積み立て</p>		県内の合併市町村の合併期日(平成15年4月1日以降)			
			期日	新市町村名	合併関係市町村名
		平成15年4月1日	山口市	高富町・伊自良村・美山町	新設
		5月1日	瑞穂市	穂積町・栗南町	新設
		平成16年2月1日	本巢市	本巢町・真正町・系賀町・根尾村	新設
		2月1日	飛騨市	古川町・河合村・宮川村・神岡町	新設
		10月	恵那市	恵那市・岩村町・山岡町・明智町・串原村・上矢作町	新設
		10月	中津川市	中津川市・坂下町・川上村・加子母村・付知町・福岡町・蛭川村	編入
		3月1日	郡上市	八幡町・大和町・白鳥町・高鷲村・美並村・明宝村・和良村	新設
		平成17年2月1日	高山市	高山市・丹生川村・清見村・荘川村・宮村・久々野町・朝日村・高根村	編入
		2月1日	可児市	可児市・御嵩町・兼山町	編入
		全国の合併市町村の合併期日(平成13年4月1日以降)			
		期日	新市町村名	合併方式	
		平成13年4月1日	潮来市	新設	
		5月1日	さいたま市	編入	
		11月15日	大船渡市	編入	
		平成14年4月1日	久米島町、さぬき市	新設	
		11月1日	つくば市	新設	
		平成15年2月3日	福山市	編入	
		3月1日	甘日市市	編入	
			南部町	新設	
			新居浜市、呉市	編入	
		4月1日	あさぎ町、宗像市、東かがわ市、大崎上島町、静岡市、南アルプス市、神流町、加美町	新設	
		4月21日	周南市	新設	
		6月6日	野田市	編入	

岐阜広域合併協議会、西濃圏域合併協議会及び美濃加茂市・加茂郡町村合併協議会は平成17年3月までとしている。

新市の名称について（案）

「各務原市」を基本とし、協議を継続する。

調整方針

専門部会

協議項目		新市の名称		
協議細目				
調整の方針				
留意事項	先進事例	備考		
<p>1. 新設合併 合併に伴い、合併前の市町村（合併前の市町村）の法人格は消滅することとなり、新市としての法人格が発生することとなる。</p> <p>2. 編入合併 そのためには編入する市町村の名称をそのまま使用する。ただし、合併と同時に名称の変更を行った事例もある。新市の名称の定め方については、法律上、特に規定がないことから基本的には自由に定めることができるため、住民のニーズ、歴史、文化、地理的特性、知名度、定着度、首長・議会の意向等あらゆる角度から検討する必要がある。</p> <p>名称変更の可能性がある場合は、小委員会へ付託されるケースが多い。</p>	<p>新市名称</p> <p>新居浜市 (愛媛県)</p> <p>呉市 (広島県)</p> <p>あさぎ町 (熊本県)</p> <p>宗像市 (福岡県)</p> <p>東かがわ市 (香川県)</p> <p>大崎上島町 (広島県)</p> <p>静岡市 (静岡県)</p> <p>南アルプス市 (山梨県)</p> <p>山県市 (岐阜県)</p> <p>神流町 (群馬県)</p> <p>加美町 (宮城県)</p> <p>周南市 (山口県)</p> <p>瑞穂市 (岐阜県)</p> <p>野田市 (千葉県)</p>	<p>合併期日</p> <p>平成15年4月1日</p>	<p>合併関係市町村</p> <p>新居浜市・別子山村</p> <p>呉市・下蒲刈町</p> <p>上村・免田町・岡原村・須恵村・深田村</p> <p>宗像市・玄海町</p> <p>引田町・白鳥町・大内町</p> <p>大崎町・東野町・木江町</p> <p>静岡市・清水市</p> <p>白根町・若草町・櫛形町・甲西町・八田村・芦安村</p> <p>高富町・伊自良村・美山町</p> <p>万場町・中里村</p> <p>中新田町・小野田町・宮崎町</p> <p>徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町</p> <p>穂積町・巢南町</p> <p>野田市・関宿町</p>	<p>合併方式</p> <p>編入</p> <p>編入</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>編入</p>

新市の事務所の位置について（案）

現各務原市役所の位置とする。

調整方針

専門部会

協議項目		新市の事務所の位置		協議細目	
調整の方針					
現各務原市役所の位置（岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地）とする。所要の機関については、専門部会等で調整するものとする。なお、現在の川島町役場には、住民サービスの低下を防ぐため所要の機関を置く。					
項目		各務原市		川島町	
地理的条件	住所	岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地		岐阜県羽島郡川島町河田町1040番地1	
	海抜	32m		17m	
	公共交通	岐阜バス・ふれあいバス停留所、名鉄各務原線各務原飛行場駅		岐阜バス停留所	
	主要アクセス道路	国道21号バイパス		県道松原芋島線	
	近隣公共施設	那加交番（約330m）、各務原郵便局（約960m）		川島交番（約200m）、川島郵便局（約350m）	
	地区・地域	商業地域		第2種住居地域	
	区分	本庁舎	北庁舎（産業文化センター）	消防本部	本庁舎
	竣工時期	昭和48年3月31日	平成5年5月31日	昭和41年7月	昭和48年8月
	施設規模	鉄筋コンクリート造 地上5階・地下1階	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上8階・地下1階 塔屋1階	鉄筋コンクリート造 地上2階	鉄筋コンクリート造 地上4階
	延床面積	10,229.60㎡	15,202.05㎡	546.88㎡	2,267.43㎡
	建築面積	2,562.00㎡	2,452.48㎡	765.97㎡	671.03㎡
	敷地面積	12,737.00㎡	6,599.62㎡	1,594.05㎡	1,575.45㎡
	空調設備	吸収式冷温水発生機	吸収式冷温水発生機 空冷式ブラインチラー	エアコン6台、 水冷専用、ボイラー	冷房：水冷式チラーユニット その他：エアコン5台 暖房：温水ボイラー
	電気設備	3相3線6600V、580KW 1050KVA	3相3線6600V、650KW 2280KVA	3相3線6600V、125KVA	3相3線6600V、250KVA（100+150）
	非常用電源設備	3相3線220V、200KVA	3相3線6600V、375KVA	3相3線220V、35KVA	-
	給水設備	上水道 50mm	上水道 80mm	上水道	上水道 25mm 自家水
	昇降設備	13人乗、身障用13人乗	15人乗×3基 15人乗（身障用1基）		6人乗
	消防設備	屋内消火栓、消火器	屋内消火栓、消火器 粉末・泡消火設備、 スプリンクラー設備	屋内消火栓	屋内消火栓5基、消火器
	下水設備	下水道	下水道	下水道	下水道
	身障者用設備	身障用トイレ（1階） 身障用エレベーター 点字ブロック等	身障者用トイレ （1,4,5,7,8階） 点字サイン、 点字ブロック等 身障者用エレベーター		スロープ
	駐車場	140台	80台	本庁駐車場利用	59台
	公用車庫	37台（報道機関用3台） 52台（ガレージ）	20台	15台（ガレージ）	11台

財産の取扱いについて（案）

両市町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。

調整方針

専門部会

協議項目		財産の取扱い			
調整の方針		両市町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。			
項目 (総括)	各務原市		川島町		備考
	土地	建物	土地	建物	
行政財産	1,871,819㎡	325,485㎡	139,622㎡	27,236㎡	(参考法令) ・(市町村の廃置分合をする場合において)財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。(地方自治法第7条第4項) 【財産】 ・財産とは公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。(地方自治法第237条第1項) ・公有財産とは、不動産、有価証券、出資による権利等とされている。(地方自治法第238条第1項) ・行政財産とは、これを行政財産と普通財産とに分類する。(地方自治法第238条第3項) ・行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。(地方自治法第238条第4項) 【債権】 ・債権とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。(地方自治法第240条第1項) 【物品】 ・物品とは、普通地方公共団体の所有に属する動産で次の各号に掲げるもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産(政令で定める動産を除く。)をいう。(地方自治法第239条第1項) 第1号 現金(現金に代えて納付される証券を含む。) 第2号 公有財産に属するもの 第3号 基金に属するもの 【基金】 ・普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。(地方自治法第241条第1項) 【地方債】 ・普通地方公共団体は、別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより、地方債を起すことができる。(地方自治法第230条第1項) 【債務負担行為】 ・歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。(地方自治法第214条)
	1,766,121㎡	2,335㎡	51,773㎡	0㎡	
有価証券及び	434,572,100円		87,538,828円		主な財産
物(車両等)	265台		17台		
基金	16,577,809,808円		2,035,038,728円		債務
地方債等	40,730,842千円		4,440,511千円		
債務負担行為に基づく平成15年度以降の支出予定額	21,965,203千円		167,771千円		
【先進事例】 さいたま市(平成13年5月1日合併) 3市の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。 西東京市(平成13年1月21日合併) 2市の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。 篠山市(平成11年4月1日合併) 4町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市(市)に引き継ぐものとする。 あきる野市(平成7年9月1日合併) 2市町の所有する財産及び公の施設は、すべて新市に引き継ぐものとする。戸倉財産区有財産は、戸倉財産区有財産として新市に引き継ぐものとする。					
行政財産、普通財産、有価証券及び出資、物品(平成14年3月31日現在) 基金(平成14年5月31日現在・平成13年度末) 債務(出典：平成13年度地方財政状況調査、平成13年度地方公営企業決算状況調査、平成15年度予算書)					